

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年3月27日(2008.3.27)

【公表番号】特表2006-514872(P2006-514872A)

【公表日】平成18年5月18日(2006.5.18)

【年通号数】公開・登録公報2006-019

【出願番号】特願2006-500566(P2006-500566)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/28 (2006.01)

A 6 1 F 2/32 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/28

A 6 1 F 2/32

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

上部領域及び中間領域において、即ち先端の隆起したシャフト部分の基部エンドにおいて、シャフトは、長軸が内外平面に存在する橢円形若しくは細長い断面を有する。先端エンドにおいて、先端部分のコアの断面が円形であることが好ましく、橢円形断面から円形断面に向かってその長さ方向に沿ってリブは融合する。その基部エンドにおける軸比率は、少なくとも1.2であるべきである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

別の実施の形態では、シャフトの隆起部分は、細長い矩形を有し、内外方向に長軸を有する。この軸比率は、少なくとも1.4である。丸い端部が存在することを考慮して、断面積が端部から1cmの距離の所で測定される先端部分において、軸比率は少なくとも1.5である。この場合、リブは、少なくとも2つの外側縁のそれぞれに設けられるべきである。これは、リブに与えられるガイド機能は、この位置においては特に重要である。確実に、これらの端部のどちらもが、シャフトの他の突出部により髓管の境界に対して接触しながらガイドすることを排除するために、外側縁に設けられた2つのリブ間のシャフトコア断面は、これらのリブよりさらに横方向に突出すべきでない。外側縁に設けられた2つのリブ間にさらに別のリブが存在するならば、この別のリブは2mm以上、好ましくは1mm以上、これらからさらに横方向に突出すべきでない。